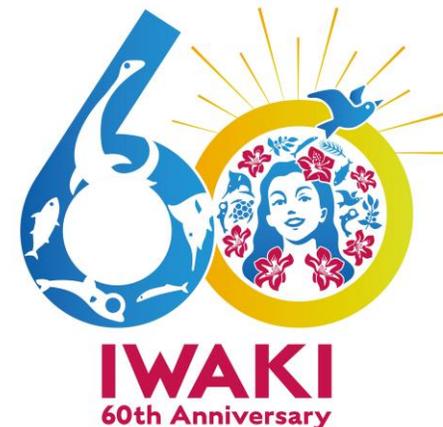




いわき市新型インフルエンザ等対策 行動計画改定について

令和8年1月29日(木)
いわき市保健医療審議会



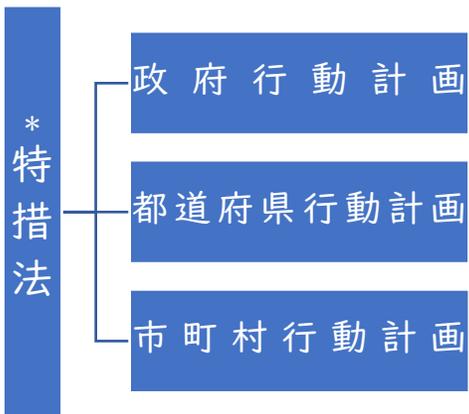


1. 計画改定の背景
2. 計画の基本的な考え方
3. スケジュール
4. 改定のポイント（計画改定の方針）
5. 新型コロナウイルス感染症対応の振り返り
6. 13の対策項目
7. 各対策項目における取組（概要）
8. 対策推進のための役割分担
9. 行動計画（案）について





1. 計画改定の背景



▶ 感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるよう指針として、あらかじめ定めたもの

▶ 本市は現行計画を平成26年5月策定



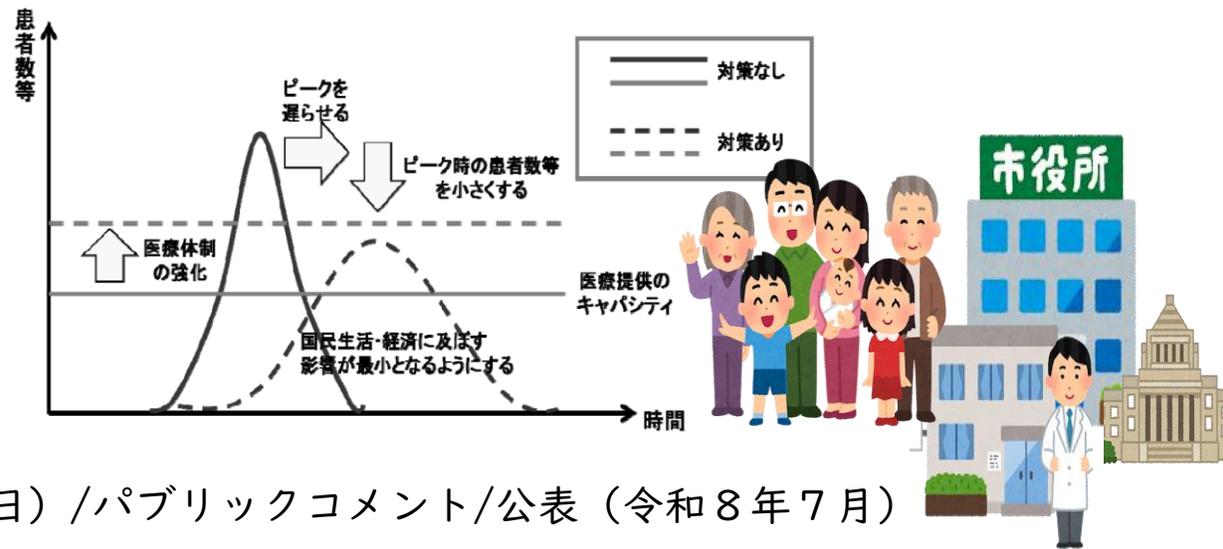
▶ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国は政府行動計画を抜本的に改正
(令和6年7月2日閣議決定)

▶ 福島県の計画が令和7年3月に改定されたことを受けて、**本市の行動計画について改定する**
(令和8年7月公表)

* 新型インフルエンザ等対策特別措置法

2. 計画の基本的な考え方

- ▶ 多様な主体が相互に連携することによって、**幅広い感染症による危機に対応できる地域社会**を目指す。
- ▶ 市民生活と地域社会経済の安定を確保するため、**通常の医療との両立を念頭に、まん延防止に努める。**



3. スケジュール

いわき市保健医療審議会 (R8年1月29日) /パブリックコメント/公表 (令和8年7月)





4. 改定のポイント(計画改定の方針)

(1) 改定された政府行動計画や県行動計画に基づき、市計画を改定

➤ 幅広い感染症に対応

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に中長期的に複数の波が来ることも想定

➤ 柔軟かつ機動的な対策の切替え

状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ。柔軟かつ機動的に対策を切替える

➤ 発生段階の考え方

全体を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載。準備期の取組を充実

➤ 対策項目の充実

7項目だった対策項目を13項目に拡充

(2) 感染症危機に対する平時の備えに努める

(3) 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた計画とする



5. 新型コロナウイルス感染症対応の振り返り

(1) 運営体制

- ▶ 全庁的にコロナ対応を行ったが、保健福祉部に集中し、本部運営に関する保健所の負担も大きかった。
- ▶ 感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練が十分行われておらず、応援の受け入れが円滑に進まなかった。

(2) 感染拡大防止と生活支援

- ▶ 感染防止対策と事業継続などについて、様々な種類の施設や事業所からの相談があったため、保健所と施設・サービス所管部署等の協力・役割分担による対応が必要であった。
- ▶ 高齢者施設や支援事業所等においては、感染拡大によるサービス中断など利用者の生活に影響があった。

(3) 相談体制

- ▶ 国、県、市で共有すべき疫学調査の一元管理のためのICT化の遅れもあり、患者対応に時間を要した。
- ▶ 保健所には、様々な問合せが殺到し、休日夜間においても、輪番により24時間体制（携帯）で対応に当たった。また、体制構築に時間を要した。
- ▶ 感染症への不安や偏見・差別等があった。

(4) 医療

- ▶ 外来診療体制の早期整備、入院調整、自宅療養者の健康観察や医療の提供体制の構築に関する調整が困難であった。
- ▶ 感染者が増加する中、（軽症者等の）119番通報も増加し、救急業務もひっ迫。移送の実施の決定及び入院医療機関の調整が保健所の役割であることから、特に夜間の対応に苦慮した。

(5) ワクチン

- ▶ 新たに開発されたワクチンの管理や流通方法がこれまでのものと異なり、複雑であった。
- ▶ 個別接種のための医療機関の準備や集団接種の医療従事者確保など実施の準備は非常に困難だった。
- ▶ 市民の不安等も大きくその対応も求められたが混乱が大きかった。

6.13の対策項目

➤ 対策項目の充実

- 保健所設置市として都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、関係機関の連携のもと、平時の備えの充実に努め、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、対策を実行できるように、国・県に即して13項目について整理

(1) 実施体制	(2) 情報収集・分析	(3) サーベイランス	(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
(5) 水際対策	(6) まん延防止	(7) ワクチン	(8) 医療 (9) 治療薬・治療法
(10) 検査	(11) 保健	(12) 物資	(13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

7 各対策項目における取組（概要）

(1) 実施体制

▶ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県計画を踏まえた市行動計画の作成・変更 ・ 業務継続計画の作成・変更 ・ 新型インフルエンザ等の発生前に備えた訓練の実施 ・ 国、県、関係機関及び市内連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の設置と同時に、市長を本部長とする市対策本部を設置し、対策の準備を進める ・ 迅速な対応の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・ 県と連携したまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の総合調整

(2) 情報収集・分析

▶ 新型インフルエンザ等の発生前から、国、県、医療機関等と連携し、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県等と連携した情報収集体制の整備 ・ 感染症専門人材の育成や訓練の実施及び人員の確保 ・ DX推進を踏まえた迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等が行うリスク評価に基づき、県と連携し、講ずるべき対策を迅速に判断し実施 ・ 国の感染症情報・分析から得られた情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・分析に基づくリスク評価を実施 ・ 国の方針も踏まえ、地域の実情に応じて積極的疫学調査内容を見直すなど柔軟かつ機動的な対策の切り替え

(3) サーベイランス ※感染症の発生状況（患者や病原体）のレベルやトレンドを把握すること

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県と連携した感染症サーベイランスシステムの活用 ・ 季節性インフルエンザや新型コロナ等、急性呼吸器感染症の流行状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の全数把握など有事のサーベイランスの開始 ・ サーベイランスから得られた情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等と連携し、流行状況に応じたサーベイランスを実施（実施方法の切替） ・ 流行状況や国が行うリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替え

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ▶科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、受け手に応じた情報提供・共有、双方向のコミュニケーションに努める。
- ▶健康相談機能を有するオンラインヘルスケアアプリの活用など、市民の不安の解消等に努める。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく貢献することについての啓発 ・偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発 ・コールセンター等を設置する準備を進め、日本語が十分でない外国人等への適切な配慮など双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県と連携した感染状況等の公表 ・可能な限り科学的根拠等に基づく情報提供 ・（時期やリスク評価に基づき実施する）対策をわかりやすく説明

(5) 水際対策

- ▶市は、検疫所が実施する訓練に参加する等、県や医療機関等と連携し、国の実施する水際対策に係る体制整備に協力する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施を通じた検疫所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所との情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた検疫所との連携 ・必要に応じ国に対し健康監視の実施要請

(6) まん延防止

- ▶市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象となった場合、国・県と連携し、適切に対応するとともに、市民や事業所等の理解促進に努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及及び有事の対応等の理解促進 ・高齢者施設等ハイリスク施設における集団感染時の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認 ・業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等と連携した患者、濃厚接触者の対応 ・基本的な感染対策の徹底やテレワーク等の勧奨・要請 ・病院施設等における感染対策の強化 ・国や県が感染リスクが高まる場所等への外出自粛等を要請した時などは、適時適切な対応に努める。

(7) ワクチン

▶市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制構築の平時の備え ・わかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解を促進 ・国が整備するシステム基盤との連携によるDXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給量、接種の実施方法等予防接種に係る積極的な情報収集、提供・共有 ・接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 ・副反応を含めた相談対応体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期・初動期に構築した接種体制の継続的な整備 ・接種体制の拡充 ・予防接種に係る情報提供・共有及び初動期に整備した相談体制の継続

(8) 医療

▶市は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となる県と連携し、地域の医療提供体制の整備に協力する。

▶連携協議会や地域医療会議等の場を活用し、病床確保の適正化や医療機関との連携等について、県とともに確認していく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・県を司令塔とする感染症医療提供体制の整備に協力（連携協議会や地域医療会議等の活用） ・感染症医療の提供案内を行う相談センターの整備に必要な準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの感染症に対する情報について医療機関等に周知 ・感染症医療提供体制及び受診方法について市民等に周知 ・検査体制や相談センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症医療提供体制及び受診方法（変更）の周知 ・県の方針に基づく療養調整への協力 ・相談センターの強化、迅速な入院調整の実施 ・移動手段確保、救急車適正利用の周知

(9) 治療薬・治療法

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、国・県・大学等の研究機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県と連携し、医療機関と連携し、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と連携し、医療機関や薬局に対し、治療薬等の適正使用を要請

(10) 検査

- ▶ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める
- ▶ 新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備し、状況の変化に合わせて、検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していく

準備期	初動期	対応期
・ 病原体の適正な管理や検査の精度管理、検体の搬送を含む訓練の実施等による検査体制の維持・強化	・ 検査体制の立ち上げ	・ 検査体制の維持

(11) 保健

- ▶ 国、県と連携し、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う

準備期	初動期	対応期
・ 保健所の感染症有事体制を構成する人員確保 ・ 研修・訓練等を通じた感染症対策にかかる人材育成・連携体制の整備 ・ 感染症対策に必要な情報の収集を行い感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う	・ 患者や濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等による集団感染の発生状況の把握など有事体制への移行準備 ・ 市民への情報提供・共有	・ 感染症対策（検査・サーベイランス／積極的疫学調査／入院勧告・措置／健康観察）の実施と見直し ・ 発生状況等に対する市民の理解の増進を図るため必要な情報を共有する

(12) 物資

▶感染症対策物資の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

準備期・初動期

対応期

- ・感染症対策物資等の備蓄するとともに定期的に備蓄状況等を確認する

- ・感染症対策物資の備蓄等の確認
- ・感染症対策物資等の供給に関する相互協力

(13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

▶事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

準備期

初動期・対応期

- ・関係機関との連携や内部部局間での連携のため必要となる情報共有体制の整備
- ・物資及び備蓄の勧奨
- ・生活支援を要するものへの支援等の準備

- ・新型インフルエンザ等及びまん延防止措置により生じる心身への影響を考慮した施策の実施（メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防等、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）
- ・高齢者等要配慮者等への生活支援
- ・市民生活・地域経済の安定に向けた施策の実施
- ・遺体の火葬・安置に係る関係機関との調整



8. 対策推進のための役割分担

- (1) **国**
 - ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む
 - ・ワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保
- (2) **県**
 - ・地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における対策を的確かつ迅速に実施する
- (3) **市(保健所設置市)**
 - ・ワクチン接種や市民の生活支援、要配慮者への支援に関し、的確に対策を実施する
 - ・保健所や検査対応等の体制について計画的に準備を行い、感染症有事の際は迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する
- (4) **医療機関**
 - ・新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、県と医療措置協定を締結し、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う実施する
- (5) **事業者**
 - ・新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行う
 - ・医療の提供業務又は国民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生前から事業継続等の準備を継続的に行う
- (6) **市民**
 - ・発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策等を実践するとともに、マスクや生活必需品等の備蓄を行う
 - ・発生時には、発生の状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める





9.行動計画（案）について

- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (11) 保健
- (13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保





(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション (案) P23

- ▶科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、受け手に応じた情報提供・共有、双方向のコミュニケーションに努める。
- ▶健康相談機能を有するオンラインヘルスケアアプリの活用など、市民の不安の解消等に努める。

準備期

- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく貢献することについての啓発
- ・偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発
- ・コールセンター等を設置する準備を進め、日本語が十分でない外国人等への適切な配慮など**双方向のコミュニケーションの体制整備**や**取組の推進**

初動期・対応期

- ・国・県と連携した**感染状況等の公表**
- ・可能な限り科学的根拠等に基づく情報提供
- ・（時期やリスク評価に基づき実施する）**対策をわかりやすく説明**





(6) まん延防止 (案) P27

▶市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の対象となった場合、国・県と連携し、適切に対応するとともに、市民や事業所等の理解促進に努める。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の普及及び有事の対応等の理解促進 ・ 高齢者施設等ハイリスク施設における集団感染時の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認 ・ 業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県等と連携した患者、濃厚接触者の対応 ・ 基本的な感染対策の徹底やテレワーク等の勧奨・要請 ・ 病院施設等における感染対策の強化 ・ 国や県が感染リスクが高まる場所等への外出自粛等を要請した時などは、適時適切な対応に努める。





(7) ワクチン (案) P30

▶市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種体制構築の平時の備え ・ わかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解を促進 ・ 国が整備するシステム基盤との連携によるDXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの供給量、接種の実施方法等予防接種に係る積極的な情報収集、提供・共有 ・ 接種会場や医療従事者等の確保等接種体制の構築 ・ 副反応を含めた相談対応体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期・初動期に構築した接種体制の継続的な整備 ・ 接種体制の拡充 ・ 予防接種に係る情報提供・共有及び初動期に整備した相談体制の継続





(8) 医療 (案) P35

- ▶市は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となる県と連携し、地域の医療提供体制の整備に協力する。
- ▶連携協議会や地域医療会議等の場を活用し、病床確保の適正化や医療機関との連携等について、県とともに確認していく。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県を司令塔とする感染症医療提供体制の整備に協力（連携協議会や地域医療会議等の活用） ・ 感染症医療の提供案内を行う相談センターの整備に必要な準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの感染症に対する情報について医療機関等に周知 ・ 感染症医療提供体制及び受診方法について市民に周知 ・ 検査体制や相談センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症医療提供体制及び受診方法（変更）の周知 ・ 県の方針に基づく療養調整への協力 ・ 相談センターの強化、迅速な入院調整の実施 ・ 移動手段確保、救急車適正利用の周知





(11) 保健（案） P43

▶国、県と連携し、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・保健所の感染症有事体制を構成する人員確保・研修・訓練等を通じた感染症対策にかかる人材育成・連携体制の整備・感染症対策に必要な情報の収集を行い感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う	<ul style="list-style-type: none">・患者や濃厚接触者への対応、積極的疫学調査等による集団感染の発生状況の把握など有事体制への移行準備・市民への情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策（検査・サーベイランス／積極的疫学調査／入院勧告・措置／健康観察）の実施と見直し・発生状況等に対する市民の理解の増進を図るため必要な情報を共有する





(13) 市民の生活及び地域経済の安定の確保（案） P52

▶事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連携や内部部局間での連携のため必要となる情報共有体制の整備・ 物資及び備蓄の勧奨・ 生活支援を要するものへの支援等の準備	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等及びまん延防止措置により生じる心身への影響を考慮した施策の実施（メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、フレイル予防等、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）・ 高齢者等要配慮者等への生活支援・ 市民生活・地域経済の安定に向けた施策の実施・ 遺体の火葬・安置に係る関係機関との調整

